

○名寄地区衛生施設事務組合職員表彰規程

〔 昭和56年2月1日 〕
〔 訓 令 第 3 号 〕

改正 昭和58年4月1日 訓令第2号 平成11年4月1日 訓令第1号
平成18年3月27日 訓令第1号

（目的）

第1条 この規程は、名寄地区衛生施設事務組合職員の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

（他の規程の準用規定）

第2条 この規程の施行に関し必要な事項は、名寄市職員表彰規程（平成18年名寄市訓令第1号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「管理者」と読み替える。

附 則 （昭和56年2月1日 訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和58年4月1日 訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 （平成11年4月1日 訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 （平成18年3月27日 訓令第1号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

